



西宮市再犯防止推進計画 【概要版】

令和5年4月
西宮市



1 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯認知件数は、戦後最少となる一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、令和2年では全刑法犯のうち49.1%が再犯者となり、年々増加傾向にあります。このことから、犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要であると認識されました。

そこで本市では、安全で安心して暮らせる社会の実現のために再犯防止を進めていくことが重要であるとの認識のもと、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することによる市民の犯罪被害の防止を目的とする「西宮市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。また、本市の第5次総合計画及び地域福祉計画などの関連計画との整合及び連携を図るものとします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や国や県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

4. 計画の対象者等

本計画において、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のことをいい、矯正施設を退所した者だけでなく、警察で微罪処分になった者や検察庁で起訴猶予処分になった者、裁判所で刑の執行を猶予された者、保護観察に付された者等も含まれます。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

5. 計画の基本方針

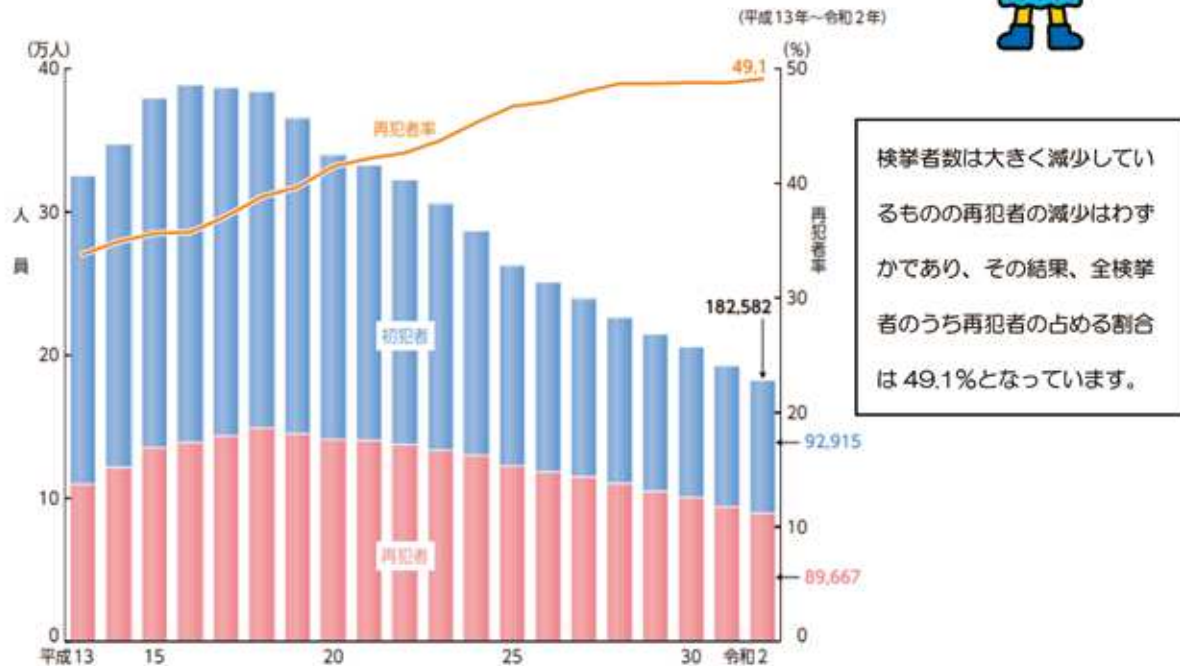
再犯防止推進法第3条の規定を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとします。

- ① 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係行政機関が相互に緊密な連携を図り、取り組みます。
- ② 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげます。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行ないます。
- ④ 犯罪等の実情を踏まえ、社会情勢等に応じた施策を実施します。
- ⑤ 再犯の防止等の取り組みを広報すること等により、広く市民の関心と理解を醸成します。

2 再犯防止を取巻く状況



全国における刑法犯検挙人員・再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：令和3年版再犯防止推進白書

西宮市の刑法犯検挙人員の再犯者人員・再犯者率の推移



法務省矯正局提供データを基に西宮市作成

3 再犯防止推進の施策 本市の主な取組



1. 就労の確保のための取組

就労は、安定した収入を得ることの他、決められた時間に職場に行くことなど生活基盤の安定につながり、再犯防止の大きなステップとなることから、就労の確保、採用後の定着支援に努めます。

2. 住居の確保のための取組

定住できる住居を確保することは生活基盤を安定させるための第一歩であり、再犯防止を図る上で重要な取組であるため、公営住宅の他、民間住宅への入居についての支援に努めます。

3. 保健医療・福祉サービスの利用促進

犯罪をした者等の中には、適切な医療サポートや福祉サービスなどがあれば犯罪を防ぐことができたケースが一定数あると考えられます。社会で安心して生活するために保健医療、福祉サービス等を適切に利用し、地域社会の中で再出発できるように取り組みを推進します。

4. 非行の防止と修学支援

青少年を取巻く社会環境は大きく変化し、携帯電話やスマートフォンなどを介したトラブルに青少年が巻き込まれるなど新たな課題も生じています。

このような変化や課題に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関がそれぞれの立場で積極的に青少年に関わり、相互に連携・協力して取り組みます。

5. 国・県・民間団体等との連携強化と広報・啓発の推進

再犯防止や犯罪をした者等を地域社会で受け入れる土壌を育てるため、刑事司法関係機関だけでなく行政と地域の民間団体等が連携し、広報・啓発を行うことで更生保護活動の活発化を図ります。

4 計画の推進体制



西宮市キャラクター
みやたん

みにゃっこ

1. 推進体制および進行管理

本計画を着実に推進するために、庁内関係部課等の職員および、国や県、関係機関等で構成する「(仮称)西宮市再犯防止推進計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況等を点検し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進捗管理を行います。